

令和7年度 嘉手納町立幼稚園募集要項

1 入園対象者

次の年齢で、嘉手納町に住所を有している者です。

5歳児	平成31(2019)年4月2日生	～	令和2(2020)年4月1日生
4歳児	令和2(2020)年4月2日生	～	令和3(2021)年4月1日生
3歳児	令和3(2021)年4月2日生	～	令和4(2022)年4月1日生

2 入園指定園区域

原則、居住する区域により申込みする幼稚園が指定されます。

- ・屋良幼稚園 : 東区、中央区
- ・嘉手納幼稚園 : 北区、南区、西区、西浜区

3 定員数

- ・在園児は、教育・保育を継続するため優先的に入園となります。(受付期間を過ぎた場合を除く)
- ・受付期間内に定員を超える場合は、抽選となり、対象者へ通知致します。
- ・受付期間以降は、申請順での入園となり、定員の空きがない場合は、他園との調整となります。調整できない場合は、申請順にて入園待機となります。

定員数	幼稚園名	5歳児クラス	4歳児クラス	3歳児クラス
	屋良幼稚園	60名(30名×2クラス)	25名(1クラス)	20名(1クラス)
嘉手納幼稚園	90名(30名×3クラス)	25名(1クラス)	20名(1クラス)	

※ 表示の定員数は各幼稚園の最大数です。次年度開始時点の利用者数により、変動する場合があります。

4 幼稚園 実施時間等

- ① 教育・保育時間 : 8時15分 から14時00分
- ② 休業日 : 土日祝日、慰霊の日、夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、学年末休業日、学年始休業日、その他園長が指定した日

5 給食について

- ・昼食は、5歳児は「学校給食」、3歳児、4歳児は「ケイタリング」となります。
- ・アレルギーをお持ちのお子様については、弁当持参になる場合があります。
- ・毎月第3木曜日は弁当の日です。(ただし、行事等により弁当の日が変更になることがあります。)

6 保育料等について

※ 教材費等については、別途費用としてご負担することになります。

- ① 幼稚園保育料 0円/月額 幼稚園保育料の保護者負担額は0円です。

- ② 給食費 4,250円/月額 (主食費【1,000円】+ 副食費【3,250円】)

給食費は原則、保護者の負担となりますが、免除および補助制度があります。

免除対象(副食費): 保護者及び世帯員(扶養義務者)の市町村県民税額が77,101円未満、又は対象児以外に小学校第3学年修了前の子どもが同一世帯に2人以上おり、対象児がその3人目以降になる場合は副食費の免除対象となります。

給食費補助対象 : 補助制度については次項「7 幼稚園給食費の補助について」を確認してください。

■表示した給食費の金額は、令和6年9月24日時点のものです。規程の改正等に伴い変更されることがあります。

■副食費免除対象者の切替えの時期は9月です。4月から8月までの期間は前年度市町村税額により、9月以降は当年度市町村税額により免除対象者を決定します。(税情報の確認のため、所得がない方も確定申告が必要です)

7 幼稚園給食費の補助について

町立幼稚園で提供される給食費（主食費+副食費）が補助の対象となります。対象者に該当する場合は、保護者負担額は0円です。

① 対象者：補助を申請する年度に町立幼稚園に在園し、給食の提供を受ける園児の保護者で、次に掲げるもの

A 嘉手納町から無償化の認定（支給認定等）を受けている保護者

B A 及び嘉手納町から預かり保育 施設等利用給付認定を受けている保護者

※ 保護者が町外に居住（他市町村からの認定）、体験入園、預かり保育等の一時利用（無償化に関する認定なし）は、給食費の補助対象になりません。

② 補助対象月数

	利用状況	対象月数
① 在園 給食 提供あり	A 幼稚園のみを利用	11 か月（8 月分を除く）
	B 幼稚園及び預かり保育利用	12 ヶ月

※年度途中からの入園、認定等があった場合は、給食提供利用日数・月数に応じ算出します。

③ 補助の内容（補助額）

	補助額（月額）
副食費免除 決定者	1,000 円／月額（主食費分） ※副食費免除決定者は、副食費の負担が無いため主食費のみの補助となります。
副食費決定者	4,250 円／月額（主食費+副食費分）

※給食費=4,250 円／月額（主食費 1,000 円+副食費 3,250 円）

④ 補助金の手続きについて

手続きについては、入園後に幼稚園で取りまとめて行います。在園する園から関連書類の提出依頼がありますのでご対応ください。